

家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業実施要綱

(制定) 平成29年2月9日付28環地地第385号決定
(改正) 平成29年9月8日付29環地地第254号決定
(改正) 平成30年3月19日付29環地地第580号決定
(改正) 平成30年6月22日付30環地地第150号決定

第1 要綱の目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、東京都内（以下「都内」という。）のエネルギー消費量の約3分の1を占める家庭部門の省エネルギー対策を一層推進するために行う、「家庭におけるLED省エネムーブメント促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

- 1 都は、地域家電店その他本事業に参加できるものとして都が認めるもの（以下「地域家電店等」という。）からの申込みに基づき、本事業に参加する地域家電店等の登録を行う。
- 2 1の登録（以下「参加協力店登録」という。）を受けた地域家電店等（以下「参加協力店」という。）は、都民が白熱電球又は電球形蛍光灯（以下「白熱電球等」という。）を1個持参した場合において、当該都民に対して、持参した白熱電球等の規格、用途等（以下「規格等」という。）を確認し、LED電球1個を無償で配布するとともに、家庭の省エネルギーに関する助言等を行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、都民が参加協力店に白熱電球等を持参することができない場合は、次のア又はイの方法により、参加協力店は、当該都民又はその代理人（18歳以上の者に限る。以下同じ。）（以下「都民等」という。）に対して、LED電球1個を無償で配布するとともに、家庭の省エネルギーに関する助言等を行うことができるものとする。
 - ア 当該都民の代理人が白熱電球等1個を持参し、参加協力店が白熱電球等の規格等を確認する方法
 - イ 当該都民からの申出により、参加協力店が当該都民の住居に訪問し、白熱電球等1個の規格等を確認する方法
- 4 LED電球の配布は、都民1人につき2又は3の方法による配布1回とする。
- 5 都は、参加協力店に対し、参加協力店が2及び3に規定する事項を行うに当たって必要な経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 地域家電店 都内に所在し、個人の顧客に対して家庭用電気機械器具の小売販売を行っている事業者であって、その店舗面積が500㎡以下であるもの
- 2 都民 都内に住所を有する個人（18歳以上の者に限る。）であって、その住所を別に定める

公的な書類等で証明できるもの

- 3 白熱電球 真空の又は不活性ガスを封入したガラス球内の細い抵抗線に電流を流し、その発熱によって生じる光を利用した電球であって、都民が家庭で使用していたもの
- 4 電球形蛍光灯 放電で発生する紫外線を蛍光体に当てて可視光線に変換する光源を利用した電球形の照明器具であって、都民が家庭で使用していたもの
- 5 LED電球 発光ダイオードを使用する電球形の照明器具

第4 本事業における都及び参加協力店の役割

1 都の役割

都は、本事業において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本事業の運営及び周知
- (2) 本事業に参加する地域家電店等の募集、申込みの受付、参加協力店登録及び公表
- (3) 参加協力店登録証の作成、印刷及び交付
- (4) 参加協力店等を対象にした本事業に係る説明会の実施
- (5) 本事業に係る助成金の交付事業の運営
- (6) 家庭の省エネルギー対策の推進に資する普及啓発及び広報活動等の実施

2 参加協力店の役割

参加協力店は、本事業において、次に掲げる業務を行う。

- (1) 白熱電球等を持参した都民等に対する白熱電球等の規格等の確認及びLED電球の無償での配布
- (2) 第2 3の規定により訪問した都民の住居における白熱電球等の規格等の確認及びLED電球の無償での配布
- (3) (1) 又は (2) によりLED電球を受領した都民等に対する、LED電球の使用に関する諸注意の説明及び家庭の省エネルギーに関する助言の実施
- (4) 都が実施する本事業の周知及び家庭の省エネルギーに関する普及啓発への協力

第5 本事業の具体的な内容

1 参加協力店登録

(1) 参加協力店登録の申込み

参加協力店登録を受けようとする地域家電店等（以下「登録申込者」という。）は、別に定める募集要項に基づき、必要な書類を都に提出することにより、参加協力店登録の申込みを行うものとする。

(2) 参加協力店登録

都は、(1)の申込みがあったときは、参加協力店登録をし、又はしない旨の決定を行い、当該決定に係る登録申込者に対し、参加協力店登録をする場合にあつては参加協力店登録証を交付し、参加協力店登録をしない場合にあつてはその旨を通知するものとする。

2 LED電球の配布等に係る経費の助成

(1) 助成対象者

助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、(2)に規定する助成対象事業を実施する参加協力店であって、別に定める要件を満たすものとする。

(2) 助成対象事業

助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、別に定める期間において、白熱電球等を都民等が持参した場合又は第2 3の規定により参加協力店が都民の住居を訪問した場合において白熱電球等の規格等を確認し、当該都民等に対してLED電球を無償で配布する事業であって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、当該事業において都民等に配布するLED電球（以下「助成対象LED電球」という。）が次に掲げる要件を満たすものに限る。

ア 未使用品であること。

イ 別に定める規格に該当すること。

(3) 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者の店舗又は第2 3の規定により訪問した都民の住居において都民等に配布した助成対象LED電球の店頭販売価格（税抜）とする。

(4) 助成金額

助成金の交付額は、助成対象経費の10分の10の額とする。ただし、助成対象LED電球1個当たりの助成金の交付額は、別に定める額を上限とする。

3 その他

都は、参加協力店の名称及び所在地その他本事業を円滑に運営するために必要と認められる事項について、公表することができる。

第6 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第5 2の規定による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の規定による出えん金のほか、公社に対し、本事業の実施に係る事務を委託し、当該事務の執行に要する費用については、都の予算の範囲内において、委託料として公社に支払うものとする。

第7 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成29年度及び平成30年度とする。

第8 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則（平成29年2月9日付28環地地第385号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月8日付29環地地第254号）

この要綱は、平成29年9月11日から施行する。

附 則（平成30年3月19日付29環地地第580号）

この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

附 則（平成30年6月22日付30環地地第150号）

この要綱は、平成30年7月10日から施行する。